



三重県公報

平成17年 5 月10日(火)

第 1674 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

保安林の指定をする予定である旨の通知.....	(森 林 振 興 室) 1
保安林の指定を解除する予定である旨の通知.....	(同) 3
漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の 縦覧.....	(水 産 室) 4
同件.....	(同) 4
同件.....	(同) 4
同件.....	(同) 5
同件.....	(同) 5
同件.....	(同) 6
同件.....	(同) 6
同件.....	(同) 7
同件.....	(同) 7
同件.....	(同) 7
同件.....	(同) 8
同件.....	(同) 8
同件.....	(同) 9
同件.....	(同) 9
同件.....	(同) 10
都市計画の変更及びその図書の縦覧.....	(都 市 基 盤 室) 10
監査委員公表	
監査結果に対する措置の公表.....	(監 査 委 員) 10
公 告	
労働組合法施行令の規定により労働者委員の候補者の推薦を求める旨.....	(勤 労 福 祉 室) 25
土地改良区の定款変更の認可.....	(農 地 調 整 室) 27
建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧.....	(建 築 開 発 室) 27
同件.....	(同) 27
開発行為に関する工事の完了.....	(同) 27
一般競争入札を行う旨.....	(教 育 委 員 会) 28
お 知 ら せ	
企画提案書の募集.....	(情 報 企 画 室) 29
同件.....	(環 境 経 営 室) 31
正 誤	
平成17年 4 月19日付け三重県公報第1669号.....	(建 築 開 発 室) 32

告 示

三重県告示第402号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定

である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成16年5月10日

三重県知事 野呂昭彦

- 第1
- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市井戸町字ヲシノト4344
 - 2 保安林指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 第2
- 1 保安林予定森林の所在場所
度会郡大紀町大内山字古座谷5279、5287の10、5287の11、5287の12、5287の25、5297、5298の1、5299の1
 - 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大紀町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 第3
- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡美里村大字北長野字大洞2509の1、2512の1
 - 2 保安林指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、美里村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 第4
- 1 保安林予定森林の所在場所
南牟婁郡紀和町和気字和田54
 - 2 保安林指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、紀和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第5 1 保安林予定森林の所在場所

一志郡美杉村太郎生字林垣内5163、5164、5165、5166、5167、5167の1、5168、5169、5170の1、5170の2、5171、5173、5215の13

- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、美杉村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第6 1 保安林予定森林の所在場所

南牟婁郡紀和町平谷字岩ノ下モ719、739の2、739の3、822の2

- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、紀和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第7 1 保安林予定森林の所在場所

南牟婁郡紀宝町浅里字狭間1561、1562の1、1568、1568の1、1568の2、1569、1570の1、1572、1574、1575、1576、1577

- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、紀宝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林振興室並びに熊野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

三重県告示第403号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 解除予定保安林の所在場所

鈴鹿市西庄内町字池ノ谷5117の1

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
放送施設とするため

三重県告示第404号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名	
桑名郡木曾岬町源緑輪中	太 田 幸 貴	木 曾 岬 木曾岬漁業協同組合
桑名郡木曾岬町富田子	伊 藤 義 幸	木 曾 岬 木曾岬漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦 覧 場 所
木 曾 岬	桑名郡木曾岬町源緑輪中6 木曾岬漁業協同組合

三重県告示第405号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名	
安芸郡河芸町一色	舟 田 久 夫	河 芸 町 河芸町漁業協同組合
安芸郡河芸町中別保	阪 重 則	河 芸 町 河芸町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦 覧 場 所
河 芸 町	安芸郡河芸町一色字中洲原3196 河芸町漁業協同組合

三重県告示第406号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名	
津市雲出伊倉津町	稲垣 昌司	伊倉津
津市雲出伊倉津町	鎌田 勝一	伊倉津

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
伊倉津	津市雲出伊倉津町字下津1138 - 1 伊倉津漁業協同組合

三重県告示第407号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名	
一志郡香良洲町	太田 増洋	香良洲
一志郡香良洲町	近藤 日出男	香良洲

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
香良洲	一志郡香良洲町5276 - 2 香良洲漁業協同組合

三重県告示第408号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名	
多気郡明和町大字大淀甲	西村 徹也	大淀
多気郡明和町大字大淀	辻 明男	大淀

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
大 淀	多気郡明和町大字大淀甲2642 - 6 大淀漁業協同組合

三重県告示第409号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発起人	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住所	氏名	
伊勢市東大淀町	森 節 雄	東大淀漁業協同組合
伊勢市東大淀町	森 島 茂	東大淀漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
東 大 淀	伊勢市東大淀町264 - 1 東大淀漁業協同組合

三重県告示第410号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発起人	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住所	氏名	
志摩市志摩町越賀	磯 和 則 男	越賀漁業協同組合
志摩市志摩町越賀	小 川 太 助	越賀漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
越 賀	志摩市志摩町越賀759 - 3 越賀漁業協同組合

三重県告示第411号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人		加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
度会郡南島町古和浦	浦 和 民 弥	古 和 浦	古和浦漁業協同組合
度会郡南島町古和浦	仲 林 久 行	古 和 浦	古和浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦 覧 場 所
古 和 浦	度会郡南島町古和浦1 古和浦漁業協同組合

三重県告示第412号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人		加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
度会郡大紀町錦	加 藤 紀 年	錦	錦漁業協同組合
度会郡大紀町錦	西 村 開	錦	錦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦 覧 場 所
錦	度会郡大紀町錦180 錦漁業協同組合

三重県告示第413号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発起人 住所	氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
北牟婁郡紀伊長島町長島	濱畑 岩雄	長島町	長島町漁業協同組合
北牟婁郡紀伊長島町長島	浜田 重雄	長島町	長島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
長島町	北牟婁郡紀伊長島町長島字前浜2187 - 2 長島町漁業協同組合

三重県告示第414号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野呂昭彦

1 届出事項

発起人 住所	氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
尾鷲市天満浦	日高 博夫	尾鷲	尾鷲漁業協同組合
尾鷲市坂場西町	湯浅 康史	尾鷲	尾鷲漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
尾鷲	尾鷲市港町3 - 6 尾鷲漁業協同組合

三重県告示第415号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野呂昭彦

1 届出事項

発起人 住所	氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
尾鷲市大曾根浦	東 秀雄	大曾根	大曾根漁業協同組合
尾鷲市大曾根浦	西 巖	大曾根	大曾根漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成17年5月10日から同月24日まで
- (2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
大 曾 根	尾鷲市大曾根浦82 大曾根漁業協同組合

三重県告示第416号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。
平成17年5月10日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発起人 住 所	人 氏 名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
			尾鷲市行野浦
尾鷲市行野浦	西 保雄	行 野 浦	行野浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成17年5月10日から同月24日まで
- (2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
行 野 浦	尾鷲市行野浦123 行野浦漁業協同組合

三重県告示第417号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。
平成17年5月10日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発起人 住 所	人 氏 名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
			尾鷲市三木浦町
尾鷲市三木浦町	三 鬼 暢 喜	三 木 浦	三木浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成17年5月10日から同月24日まで
- (2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
三 木 浦	尾鷲市三木浦町273 - 11 三木浦漁業協同組合

三重県告示第418号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名	
熊野市井戸町	間 部 誠	熊野漁業協同組合
熊野市二木島町	平 尾 泰 宏	熊野漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成17年5月10日から同月24日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦 覧 場 所
熊 野	熊野市木本町330 - 59 熊野漁業協同組合

三重県告示第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画道路

3・3・20国道23号線

3・4・4江場安永線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市基盤室

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、三重県知事から平成15年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成17年5月10日

三重県監査委員	鈴 木 周 作
三重県監査委員	福 田 慶 一
三重県監査委員	乙 部 一 巳
三重県監査委員	秋 月 功

平成15年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 委託料に関する事務執行状況		
1. キャリアカウンセリング事業（再就職支援セミナー委託）		
<p>① 県が企画提案コンペへの参加資格の事前確認を怠ったことにより、1社の参加機会を奪う形となった。公正なコンペが行われるために、参加資格の事前確認を徹底する必要がある。【指摘】</p> <p>② 上記は手続上の誤りであるが、それが後日発見された場合には、検証可能性を確保するため、その証跡を明確に残しておく必要がある。【意見】</p>	<p>① 企画提案コンペの実施にあたっては、参加資格を見直して、条件を緩和したほか、チェックリストを作成し、担当者および確認者による事前確認を徹底しました。</p> <p>② コンペ参加を辞退する場合は、辞退届を提出するよう事業者に義務づけました。（辞退実績はありませんでした。）</p>	
2. 総合文化センター管理運営費（三重県総合文化センター管理運営委託）		
<p>① 施設利用率の向上及び事業収支改善のため、市町村との連携だけでなく、民間業者との現在のタイ・アップ等をより積極的に推進し、多くの県民が施設へ足を運ぶための企画を工夫し提供していく必要がある。【意見】</p> <p>② 振興事業団から再委託されている業務については、特命随契が多い。指名競争入札や一般競争入札への変更、複数年契約の採用等、全体的に入札方法、委託契約内容の見直しを検討すべきである。【意見】</p> <p>③ 三重県からの委託料が財団法人等を経由して再委託先へ支出されている場合、財団法人等では業者との委託契約を締結するにあたり委託者である三重県と同じスタンスで取り組む必要がある。このことにつき三重県の各部署各チームは指導・監督する責任がある。【意見】</p>	<p>① 平成16年10月1日からの指定管理者制度の導入により、条例の範囲内で利用料金の設定が三重県文化振興事業団の裁量で可能となったことから、利用者が少ない季節のホール等の利用料金等を割引するなど、新たな価格サービスにより、貸し館利用率の向上を図るとともに、県内事業所に対し、貸し館利用の営業活動等を行っています。また、小学生の社会見学のためのバックステージツアーなど、将来の顧客開発のための企画事業も展開しています。</p> <p>② 一部の契約については、危機管理上等の理由からやむを得ず随意契約を実施していますが、仕様見直し等の条件整備をすることにより、競争入札を導入できないか検討しています。</p> <p>また、指定管理者制度が導入されたことにより、指定期間内の複数年契約についても、メリット・デメリット等の検討を行っているところです。</p> <p>③ 総合文化センターに指定管理者制度が導入されたことに伴い、施設管理運営に関しては指定管理者である財団法人と県とで協定書を締結しています。その協定書において、管理業務を再委託する場合には事前に契約方法等について県に報告することとしており、これまでの監査や立入検査等に加え、報告時における確認・指導も実施していきます。</p>	
3. 人権啓発事業（人権啓発テレビスポットの制作および放送業務委託）		
<p>① 企画提案コンペの選定過程における問題点。</p> <p>(1) コンペの選定項目にある「実効性」は内容が曖昧で選定委員に内容が理解されているのか疑問である。【意見】</p>	<p>①(1) 選定項目は、「三重県生活部調査委託企画提案コンペ取り扱い指針 選定要領標準」に基づき、コンペ毎に定めることとなっていますが、選定項目にある「実効性」については、「県民への啓発効果が期待で</p>	

<p>(2) コンペ選定表の記入が鉛筆書きでなされているが、資料改ざん防止のためボールペン等による記入を徹底すべきである。【指摘】</p> <p>(3) 選定委員の代理出席の際は、委任状等の一定の書類の提出が必要ではないか。【意見】</p> <p>(4) 選定表に選定項目ごとの評点が記入されていない等不適格と判断される事例があった。十分な事前説明をする必要がある。【意見】</p> <p>② 選定委員を選任する指名審査会での審査の過程、そして選定項目の設定の際の配慮、選定委員への事前の十分な説明、選定過程における不適格な具体的記載事例の開示など改善すべき点が多々あるものと判断する。【意見】</p>	<p>きること」という趣旨を審査員に十分説明したうえで、評価を行っていただくよう改善しました。</p> <p>(2)(4) 審査に際しては、机上にボールペンを用意するとともに、十分な事前説明を徹底しました。</p> <p>(3) 代理出席の場合は、委任状の提出を出席依頼文に明記して徹底を図りました。</p> <p>② 選定委員については、人権に関する十分な資質を有する人材から選任しました。選定項目についても、再検討を行い、その内容・意図について、十分な事前説明を行いました。また、不適格な記載事例等についても説明するなど、必要な改善を行いました。</p>	
<p>4. 人権啓発事業（三重県人権フォーラム事業委託、世界人権宣言普及啓発事業委託）</p>		
<p>① 三重県人権フォーラム事業における収支決算書は平成12年度からの3年間すべて10,000千円で収支が均衡していた。これは、支出項目中の企画管理費の計算根拠が曖昧であり、支出調整項目として使用されている懸念がある。また、企画管理費の支出項目の内容によっては所得税等が絡んでくる可能性があり実行委員会は当該費目の内容を記録し、委託者である三重県に提出すべきである。【意見】</p> <p>② 実行委員会は二つの事業の資金を同一口座で管理している。このことは事業内での適正な収支の把握を阻害する要因となり、不正の生ずる原因となる。資金取引に関しての内部牽制の体制を整備し、不測の事態が生じないような予防措置をとる必要がある。【意見】</p>	<p>① 平成15年度委託料の精算において、「三重県人権フォーラム」及び「世界人権宣言普及啓発事業」の両事業の共通経費は、明確に精算を行いました。また、企画管理費については、受託者に積算根拠を明確にするよう指導し、適切な事務処理を行いました。</p> <p>② 二つの事業の適正な収支の把握を行うため、共通経費を明確な負担区分ルールに基づき精算を行うとともに、通帳管理に万全を期すよう指導しました。併せて、実行委員会事務局の監査体制を整備するよう指導しました。</p>	
<p>5. 重度障害児地域生活支援事業（重症心身障害児（者）通園事業委託）</p>		
<p>事業活動の支出明細と委託料の精算書は期日から半年以上経過して提出されていた。長期間必要資料の未提出を放置していたことは、当該事業の委託料の確定・精算に至る確認手続きが事実上全く行われていなかったことを示すものである。チェック体制の再整備が必要である。【指摘】</p>	<p>平成15年度の委託料から、事業終了後、速やかに事業実施報告書及び精算書の提出を求め、事業実施状況を確認したうえで支払うこととしました。16年度以降も同様に実施していきます。</p>	
<p>6. 森林公園利用促進事業（三重県上野森林公園管理委託業務、三重県民の森管理委託業務）</p>		
<p>当事業のうち、森林公園内の清掃・植物管理業務は従来協会から外部に再委託されていたが、平成14年度から県が直接民間業者に発注することにした。これにより、委託先選定の適正化、明瞭化等を確保することができた。他の委託事業でも県が策定した「外部委託に係るガイドライン」の示す原点に立ち戻って、本当に外部委託が総体としての効率性を引き上げるのかどうか再確認・再点検を行う必要がある。【意見】</p>	<p>県におきましては、簡素で効率的な行政をめざし、財政の健全化、外郭団体の見直し、定員管理の適正化など、みえ行政経営体系による全体最適の観点から様々な取組を進めてきています。</p> <p>外部委託の実施にあたっては、民間でできるものは民間に委ねるという「公的関与の判断基準」により事務事業を精査したうえで、職場実態を把握しながら「外部委託に係るガイドライン」に基づき進めているところであり、今後も再確認しながら取り組んでいくこととしています。</p>	
<p>7. 地産地消・6次産業化実践支援事業（地産地消・6次産業化支援事業）</p>		

<p>当委託事業の支出項目である「共通経費・臨時給料等」はその計算方法が明確でなく、収支差額をゼロとするために配賦額の調整が行われていると考えられる。このような費用の計上方法は明瞭性を欠くとともに、他の委託事業との比較で収支バランスの公平性を損なう。委託事業毎の収支計算を明確に行い、費用の付け替えといった余地を残さないために、共通経費の配賦計算に対する基準を「公益法人会計基準」や「公益法人会計実務Q&A」に従い、明確に定めておく必要がある。【意見】</p>	<p>財団法人三重県農林水産支援センターは、平成16年度より、共通経費・臨時給料等の配賦については、「公益法人会計基準」や「公益法人会計実務Q&A」に示されている資産の使用割合、職員の従事割合による配賦基準に基づき、事業毎に経費配賦を行っています。</p>
<p>8. 消防法関係免状交付・資格者講習事業（危険物取扱者保安講習業務委託）</p>	
<p>危険物取扱者保安講習の委託料単価は消防庁から県へ要請された基準（受講手数料の80%）よりも平成12年度および13年度は5ポイント、平成14年度は3ポイント高く計算されていた。委託料単価は愛知、岐阜の両県と比べても高く、県費が平成12年度で996千円、平成13年度で918千円、平成14年度で528千円、余分にかかったと考えられる。【指摘】</p>	<p>当該委託料単価については早急に見直しを行い、平成15年度に消防庁要請基準に合うよう改善しました。</p>
<p>9. ネットワーク展開事業（国際IX構想に関する事業可能性調査等業務委託）</p>	
<p>当該事業は製造工場を誘致し、地域振興を図る場合と比較してその波及効果は少ない。従って、これにかかった調査費用は、通信事業者の状況を調査し専門家の意見を聞くための費用となり、現状では、新しい事業としての取り組みのためには検討すべき課題が多いことが判明した。県の財政状態が厳しいおり、今後は調査費用等を極力削減していく必要があると考える。【意見】</p>	<p>現時点で国際IX構想を実現するには課題が多いため、将来の環境変化に対応できるよう、当面は国の施策や業界動向の情報収集をしながら検討していくこととし、平成16年度からは予算措置を停止しています。</p>
<p>10. 公営住宅管理事務（三重県営住宅管理業務委託）</p>	
<p>① 委託料の算定方法に関し使用している過去の経験値の見直しを考慮すべきである。【意見】 ② 県知事宛に提出される収支決算書は委託料の精算のためだけに使用されることから公社の附属明細表の支出金額と一致していない。両者の関係を明確にしておく必要がある。【意見】</p>	<p>① 委託料のうち一般管理費の算定については、過去の経験値（管理経費に対する一定比率）を用いて算定してきましたが、一般管理費の額が過去の経験値を用いて算定した額と乖離することとなり、現状とは整合しないことになったことから、今後は、公社からの委託経費見積書（一般管理費を含む）を精査し予算措置することといたします。 ② 委託料の精算時に提出される県知事宛の「収支決算書」は、事業報告及びその不用額を把握するため提出を求めてきました。 一方、住宅供給公社決算書としての「収支決算書」は、15年度から3公社共通経費が含まれていることから、両者はその内容、支出金額とも異なる結果となりました。 このことから、委託料の精算にかかるものについては、その目的通り「委託料収支精算書」と改称し、両者の関係を明確にいたしました。</p>
<p>11. 港湾整備事業特別会計管理費（港湾施設管理事務委託）</p>	

① 委託契約書は昭和60年5月以降、約18年間改定しないまま今日までできている。県は当該契約書の更新をすることが必要である。【意見】

② 委託料は昭和59年度以降、前年度の県施設利用料収入の2分の1で決定されてきている。より合理的な算定方法への見直しの必要がある。【意見】

③ 県は県保有の施設の運営管理を委託しているが、財団法人は、独自に所有する同様の施設の運営も行っている。県の財政状態を考慮した場合、現在のような形態で当該事業を継続していく必要があるのか検討してみる時期ではなかろうか。【意見】

① 契約書の契約者名及び組織名称を現状に合わせて変更しました。また、委託業務内容、契約期間、金額を明示し、平成16年4月1日から単年度契約に更新しました。

② 委託料は、積み上げ計算の算定方法に見直し平成17年度契約から変更します。

③ 財団法人は、独自に所有する施設の運営も行っていることから、指定管理者制度の導入も踏まえ、今後、より効率的な管理運営を進めるための施設の一元化や管理主体のあり方等について、検討を進めています。

12. 職員健康管理運営費（人間ドック事業委託）
教職員健康管理費（人間ドック事業委託）

知事部局職員と公立学校教職員及び教育委員会事務局職員とでは、人間ドックを受診する際の県負担額が異なっている。これは、両者では職種が異なり、福利厚生制度自体が異なっている等の理由によるものであるが、具体的な相違事由の検討はされていない。しかし、ともに三重県職員であることから両福利厚生制度を比較検討し、一層の職員の健康管理を図ることが可能な福利厚生制度の確立に努めるべきと考える。【意見】

（職員健康管理運営費）
地方公務員法において、厚生制度を企画し実施する責任は原則として任命権者が負うこととされているため、それぞれの任命権者がそれぞれの職員の特性に応じ、厚生制度を実施しているところです。
現在、人間ドックは検診事業のひとつとして実施しているため、人間ドックを受診する際の県負担額のみを比較するのではなく、一般健康診断を含む検診事業を比較検討する必要があります。
検診事業にかかる職員一人あたりの県負担額が大きな差異とならないよう、知事部局職員の県負担額を下げるとともに、引き続き、一層の職員の健康管理を図ることが可能な福利厚生制度について検討していきます。

（教職員健康管理運営費）
地方公務員法において、厚生制度を企画し実施する責任は原則として任命権者が負うこととされているため、それぞれの任命権者がそれぞれの職員の特性に応じ、厚生制度を実施しているところです。
現在、人間ドックは検診事業のひとつとして実施しているため、人間ドックを受診する際の県負担額のみを比較するのではなく、一般健康診断を含む検診事業を比較検討する必要があります。
検診事業にかかる職員一人あたりの県負担額が大きな差異とならないよう、関係部局との連携を図るとともに、引き続き、一層の職員の健康管理を図ることが可能な福利厚生制度について検討していきます。

13. 防火施設整備費（消防用設備保守管理）

① 消防設備の点検日が改ざんされた実績報告書が提出されていた。今後も引き続き財団法人と随意契約を行うのであれば、県は財団法人に対して点検業者への監督体制の向上を指導する必要がある。また、県にお

① 委託先に対し、今後このようなことのないよう厳重に注意を行いました。
現在実施している点検については、委託先から業務計画の提出を受

<p>いても委託業務の進捗管理の徹底及び厳格な完成認定を実施すべきである。【指摘】</p> <p>② 公益法人等と随意契約を締結する場合には、契約金額の事前検証を厳格に行うとともに、事後的な検証も必要であるが、現状の検証は概括的なものであり、十分に実施されていないと考えられる。検証体制の改善等が必要である。【意見】</p>	<p>け、業務進行状況の監督を行っています。</p> <p>② 契約先・契約方法については、今後も検討を行い、契約金額の検証体制を見直していきます。</p>	
14. 県立学校児童生徒等健康管理事業（県立学校児童生徒等健康管理(心臓検診)業務委託）		
<p>① 財団法人が作成する決算書は、事業毎・受託先毎の収支が正確に計算されていない。そのため、県に提出される収支報告書も正確に作成されず、実態を反映していない。県は契約単価の適否を判断するためにも正確な決算書の作成を指導するとともに、契約単価の見直しについても適時に行うべきである。【指摘】</p> <p>② 事業の迅速かつ的確な遂行および心臓検診システムの実効を上げ事業コストの削減を図る観点から、心臓検診業務について財団法人に委託する場合と、県が直接業務を行う場合とを比較考量し、適切な事業の実施方法を検討する必要があると考える。【意見】</p>	<p>① 委託先に対し、適正な経理を行うよう指示した結果、平成15年度以降は事業別・受託先別報告書の作成がなされています。</p> <p>また、平成16年度は、適正な決算をもとに契約単価の見直しを行いました。</p> <p>② 事業の実施方法について検証を行った結果、三重県が直接心臓検診業務を行う場合、財団法人と同等の結果を得ることは困難であるとともに事業コストの増額となるため、従来どおり業務委託を継続していきます。</p>	
15. 学校運営費（養護学校）（北勢きらら学園給食業務委託）		
<p>① 設計金額は、本来、積み上げ方式で計算されるものであるにもかかわらず、設計金額合計がまずありきで計算されており、設計金額の合理性・妥当性が欠如していた。設計金額の積算手法を是正し、積算単価の根拠を設計書で明記するよう改めるべきである。【指摘】</p> <p>② 執行伺いにおける当事業の設計金額については上記の他、計算誤りも認められたが、複数の上席者が承認し、かつ、当該金額をもって、予定価格としていた。重要な決裁書類においては、各承認者が、金額等重要事項については、チェックマークを付す等、決裁の正確性・妥当性の確保に努める必要がある。【指摘】</p>	<p>① 実績を考慮し、類似施設の状況を踏まえ、積算根拠の合理性・妥当性を備えた積み上げ方式による設計金額の算出を行いました。</p> <p>② 各決裁者においてチェック機能を十分果たすよう「決裁」の意義について周知徹底を図り、決裁の正確性・妥当性の確保に努めました。</p> <p>なお、現在は専決規程の改定により学校において執行しているため、北勢きらら学園に対し、指摘の内容及び適正執行の指導を実施しました。</p>	
16. 道路維持修繕費（各道路橋梁維持修繕事業業務委託）		
<p>① 現状の指名競争入札では入札参加業者の選定地域を限定しており競争性の確保が困難となっているケースが存在する。このことは、契約額が高くなる原因と考えられる。競争性を確保する上からも、一般競争もしくは地域公募型指名競争入札の採用を検討する必要がある。【意見】</p> <p>② 入札手続、入札結果についての事後的検証が不十分である。全庁的な観点から実効が上がる検証方法を整備する必要がある。【意見】</p> <p>また、各県民局共通の問題点を共有することにより部局横断的な連携、協議等が制度として行われる必要がある。【意見】</p> <p>③ 除草業務委託については（1）再委託率が高い、（2）落札率が高い、</p>	<p>① 除草業務委託の入札方法等の改善策を検討するため、平成16年3月1日に地域機関や県庁関係室で構成する検討会を設置しました。</p> <p>検討の結果、除草業務委託の発注に当たっては、入札参加意欲を尊重し、より地域性を重視する「地域公募型指名競争入札」を平成16年6月1日以降の発注にかかるものから適用したところですが、今後も透明性、競争性を確保しながら、より公正な入札制度となるよう継続的な見直しを進めてまいります。</p> <p>② 事後的検証の方法として、建設工事に準じて「三重県入札等監視委員会」による定期的な入札監視を実施することとし、平成17年2月8日</p>	

(3) 入札参加業者が下請業者となって再委託を受けている、(4) 長期間、同一業者が高い落札率で落札している等、競争性が確保されていないと思われるケースが存在する。入札方法、指名方法等の変更も含めて競争性確保のために検討すべきである。【指摘、意見】

開催の「三重県入札等監視委員会」で平成16年度の入札実施結果の報告を行いました。

③ 県民の信頼の確保を図るため、建設工事に準じて「三重県建設工事公表要領」を適用し情報開示を実施することとしました。

その他、適正な業務実施の確保に向けて、建設工事に準じ「施工体系図」の提出を委託業者に義務付けました。

上記のことについては平成16年6月1日以降の発注にかかるものから適用しています。

17. 木曾岬干拓地整備事業費（木曾岬干拓地区排水機場等の運転および維持管理業務）

① 木曾岬干拓地には多額の県費が使われており、現状維持だけでも当該排水機場の維持費13百万円等かなりの維持管理費がかかっている。県民のニーズを的確に把握し、最も有効な利用方法は何かといった課題に引き続き取り組んでいく必要がある。【意見】

② ディーゼル排水機の試運転に要する人件費の扱いについて県の積算では明確になっておらず、改善の余地がある。【意見】また、実際の業務に応じた適正な契約金額とするため、積算時の想定事項と実態とを比較検証するべきである。【意見】

① 木曾岬干拓地の土地利用については、木曾岬干拓地土地利用検討委員会の報告書に示された考え方を基本方向として、将来に向けて高度な都市的土地利用が図れるよう、当面は公共の利用に供しつつ、着実な土地利用を進めていくこととしています。

将来の都市的土地利用については、県民の方々や地元市町、民間からのご意見やご提案、社会経済情勢の変化、現在実施している環境影響評価の調査結果とあわせ、干拓地の全体的な活用を視野に入れながら、引き続き、総合的・広域的に検討していきます。このため、平成16年度に木曾岬干拓地土地利用序内連絡会議を立ち上げており、今後は、この連絡会議を中心に土地利用を検討していきます。

② 試運転は定期点検後に行うもので、定期点検とは別の業務（排水機の操作業務）として積算していますが、今回、実績として明確に区分できる資料を提示できなかったため、上記の意見が出されたものです。

平成16年度業務は、この意見を受け、定期点検時の試運転は点検業務に含まれると実施要領に明記して契約を行いました。

また、排水機の運転状況を正確に把握するために、運転日報等への記入を厳格にするよう実施要領を改めており、毎月積算と実際の運転状況を比較検証し、必要に応じて契約の変更を行います。

18. 河川維持修繕事業（鍋田川上流・下流排水機場および水門管理業務）

① 過去5年間の契約は一者随意契約の単年度契約であるが、平成12年度から平成14年度までの委託料金額は、各年度14,544千円で同額であった。委託内容、委託条件の見直しを含め、三重県の負担すべき責任の範囲を明確にしていくことが必要である。【意見】

② 委託契約書への記載事項について消費税等の取り扱いが明記されていない等の不備が認められる。委託契約書の記載事項について再点検を行い、不備事項の補正を行う必要がある。【意見】

① 河川法99条、同法施行令54条により地方公共団体（木曾岬町、愛知県弥富町）で設置する管理協議会と契約を行っています。

委託金額については、前年度の日報等から積算を行い、年度末に実績に基づき精算を行います。

委託内容・委託条件の見直しについては、特記仕様書の中で、県が負担する業務内容について、より明確にしました。

主な内容
・排水機場2施設、水門4施設計6施設の洪水時における操作業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・排水機場内の除草等維持管理用務 ・除塵機で引き上げられた廃材処理用務 ・施設管理日報、月報の作成 ・施設操作時の記録作成 <p>② 平成16年度契約書より消費税及び契約解除について記載しました。</p>	
19. 県庁舎等管理事業費（津庁舎設備管理業務）		
<p>① 当事業は委託料総額の83%が再委託されている。再委託率がこのように高い場合、会社に自社単独での受託業務の遂行能力が乏しいと判断されることから、リスクヘッジのために委託業務完成保証人を求めるべきではないかと考える。【意見】</p>	<p>① 平成16年度からの新規の3ヶ年契約については、設計段階で一部仕様書の見直しを行ったこともあり、再委託率は43.5%に低下するとともに、完成保証人についても確保しております。</p>	
20. 汚水処理業務（松阪）（松阪処理区維持管理業務）		
<p>① 当事業は予定価格調書の作成および見積書の提出が行われていなかった。規則に準拠して提出を受ける必要があった。【指摘】</p> <p>② 当事業のように、地域の自治会やNPO等に清掃、除草等の業務を委託することは住民の環境に対する意識を向上させる意味で非常に有用であると言える。他の事業でも自治会、NPOといった団体の有効活用を考えてはどうだろうか。【意見】</p>	<p>① 松阪浄化センター内の公園等施設の除草、清掃、ゴミ処分等の委託については、三重県で委託額を算出したうえで、契約の相手方（自治会）に提示し、協議が整えば契約を締結するという方法を採用してきたため、予定価格調書の作成および見積書の徴収を省略してきましたが、平成15年度から三重県会計規則に準拠して、予定価格調書の作成および見積書の徴収を行っています。</p> <p>② 松阪処理区以外では、北部、南部、雲出川左岸処理区においても、浄化センターの修景施設について社会福祉法人やシルバー人材センターへ、除草作業業務委託（公社発注）を毎年行っています。 今後供用を開始する処理区におきましても、意見を踏まえ自治会、NPO等の団体への委託について検討していきます。</p>	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
II. 公の施設の管理運営について		
1 外部監査の結果		
(1) 施設の設置目的と利用状況		
発見事項：開館時間、期間		
該当施設：三重県立図書館、三重県営総合競技場		
<p>公の施設は県民のための施設であり、県民にとって利用しやすいものであるべきである。従って、施設の開館時間、期間は利用者である県民が利用しやすい時間、期間である必要があるが、利用が多いと思われる日時の利用が制限されているなど、開館時間・期間に利便性の配慮に欠けている。【意見】</p>	<p>三重県立図書館については、住民の利便性を考慮し、平成16年10月から土・日曜日、祝日の閉館時間を午後5時から午後7時へと変更し、利用時間を2時間延長しました。</p> <p>また、三重県営総合競技場のトレーニングセンターについては、平成16年4月から開館日を水曜日・金曜日を含めた週5日としており、さらに平成17年4月からは日曜日を含めた週6日とします。</p>	
発見事項：管理者の不在		
該当施設：三重県立鈴鹿青少年センター		
<p>公の施設の運営には一定のサービスを提供するため、開館時間については管理者の常駐が必要である。該当施設においては、宿泊施設であるが、職員は勤務終了時間である17時15分には退出するため、その後は宿泊施設として最低限必要なサービスが充足されない状況にある。管理者の不在がないよう勤務時間のシフト等の対処がもとめられる。【意見】</p>	<p>17時15分以降の利用者へのサービス向上を図るため、宿泊者がいない場合は警備員1名、宿泊者がいる場合は警備員2名の配置をしています。この警備員が、施設の警備はもとより、宿泊者への備品等の貸出、鍵の受け渡し、病気・怪我等の緊急時の関係期間等への連絡など一般的なサービス等にも対応することとしています。</p> <p>なお、緊急時には所長・次長が連絡を受け、直ちにセンターに赴き、迅速に対応できる体制を整えています。</p>	
発見事項：利用料金と利用者負担		
該当施設：三重県立博物館		
<p>公の施設を利用する際、利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から、利用者に一定の負担を求めることが必要である。該当施設においては施設の公共性の度合いや他県比較に鑑みて負担割合が低いと判断される。利用料金の見直しが必要と思われる。【意見】</p>	<p>三重県立博物館は老朽化した施設であり、現状での見直しは困難であると考えています。</p>	
発見事項：施設の公共性		
該当施設：三重県営ライフル射撃場		
<p>三重県営ライフル射撃場は、銃刀法により、利用者は主に三重県ライフル射撃協会の会員約50名に利用が限定された状況となっている。また、設置当時から会員数は増加していない。設置目的のひとつである普及効果があったとも言い難く、公共性が低いと判断される。このことから三重県営ライフル射撃場の廃止及び三重県ライフル射撃協会への売却を検討すべ</p>	<p>ライフル射撃競技の普及および施設利用の拡大に向け、一般市民やジュニア層を対象とした大会の開催など様々な取組を行っていきます。</p> <p>ライフル射撃は国民体育大会の種目であり、スポーツ振興の観点から施設を存続する必要があると考えています。</p> <p>また、三重県ライフル射撃協会は、会費により運営されている団体であ</p>	

きである。【意見】	り、購入資金が無く、売却は極めて困難であると考えています。	
<p>発見事項：利用料金の取扱い 該当施設：三重県営松阪野球場</p> <p>利用料金については、公平に徴収される必要がある。具体的に料金は条例や規則によって定められているため、施設の管理者は条例や規則に基づき料金を徴収しなければならない。該当施設においては、特定の団体の利用につき条例や規則にない料金優遇措置がとられていた。【指摘】</p>	<p>三重県営松阪野球場の使用料については、平成18年4月の指定管理者制度導入に併せて、規定の整備（改正）を検討しています。</p>	
<p>発見事項：駐車場のスペース 該当施設：三重県立博物館、三重県立美術館</p> <p>車利用者のための駐車場台数の確保が不十分であり、また公共交通機関の利用のPRも不十分である。さらに三重県立博物館では駐車可能台数の半数を職員の駐車で占められていた。 利用者に公共交通機関を利用しての来館を促すとともに、混雑が予想される休日は職員の駐車を控える等の配慮が必要である。【意見】</p>	<p>入館者の公共交通機関の利用促進については、すでにホームページ等に記載しました。また、今後発行するパンフレット等についても掲載するよう努めています。 なお、美術館では、平成15年9月に30台分の駐車場の拡張を行ないました。また、企画展開催期間中の土・日曜日、祝日には、最大約180台の近隣施設の駐車場を借り上げることとしており、その誘導を警備会社に委託して行なっています。</p>	
(2) 法規の遵守性		
<p>発見事項：決裁手続の不備 該当施設：三重県立美術館、三重県営松阪野球場</p> <p>公の施設の適正な管理のため、書類は過不足なく整備される必要があるが、該当施設において、貸出の調書や使用許可申請書に適切な承認印がないなど、決裁手続の不備が発見された。【指摘】</p>	<p>指摘を踏まえ、現在は適正に事務を執行しています。</p>	
<p>発見事項：利用料金の前受制 該当施設：三重県営総合競技場、三重県営松阪野球場</p> <p>県は通常、条例、施行規則に基づき利用前に料金を徴収する前受制を採用している。しかし、実際には後払いのケースが多い。条例及び同施行規則を遵守しておらず、規則違反であり条例及び規則に遵守する必要がある。【指摘】 ただし、屋外施設は特に天候等によるキャンセルの際の返金の機会が多く、煩雑になることから、後払い精算が可能になるよう条例や施行規則の改正も検討されてはどうか。【意見】</p>	<p>県営総合競技場については、利用者の利便性の確保を図る観点から、平成17年3月に後払いが出来るように、管理受託者である財三重県体育協会が利用規程を整備しました。 また、県営松阪野球場については、利用前に使用料を徴収することとしました。</p>	
<p>発見事項：会計規則の遵守性 該当施設：三重県生涯学習センター</p> <p>警備及び施設保守管理業務委託の再委託先選定の際、三重県文化振興</p>	<p>三重県文化振興事業団に対し、事務処理の適正化については是正を申し入</p>	

<p>事業団の会計規則に具体的定めのない事項は、県の会計規則に従うこととなっているが、入札手続きにおいて、どの業者からも入札保証金を受領していなかった。県の会計規則の入札保証金の納付の免除事項に該当したため入札保証金を免除したとの説明があったが、具体的な根拠を示す資料の添付がなかった。【指摘】</p> <p>三重県文化振興事業団の会計規則では「予定価格が10万円以上の場合にはできる限り相見積もりを入手する」ことになっているが、単品で10万円未満の場合、総額10万円以上の購入であっても相見積もりをとっていない。上記の場合も相見積もりを取るべきである。【指摘】</p>	<p>れています。</p>	
<p>発見事項：競争入札の適用範囲 該当施設：三重県生涯学習センター</p>		
<p>三重県文化振興事業団の会計規則では指名競争入札によるのか随意契約の方法によるのか適用区分が曖昧である。随意契約の実施可能な範囲を具体的に定めるなど、適用範囲を明確にすべきである。【指摘】</p>	<p>三重県文化振興事業団に対し、事務処理の適正化については是正を申し入れています。</p>	
<p>(3) 施設管理の経済性・効率性</p>		
<p>発見事項：年度末支出 該当施設：三重県立図書館、三重県立博物館、斎宮歴史博物館、三重県生涯学習センター</p>		
<p>年度末時点で当年度においては不要な消耗品や切手類の大量購入が散見された。当年度の予算を来年度のために使用することは適切な処理とはいえない。備品等の購入は年度内に使用する数量にするべきであり、不要不急の必要以上の備品等の購入は避けるべきである。【意見】</p> <p>また、特に切手の購入が目立つ。切手は換金性の高い資産であり、使用の目的もなく大量に購入することは管理上危険である。随時、必要枚数だけ購入するよう徹底すべきである。【意見】</p>	<p>各施設においては、単年度予算の原則及び管理上の問題を踏まえ、年度の必要量については年度当初より計画的に購入しています。</p>	
<p>発見事項：施設の有効利用 該当施設：三重県営鈴鹿スポーツガーデン</p>		
<p>当該施設において、原則試合形式の利用に限定されているサッカー場は、利用率が極めて低い状況（概ね20%以下）にあるのに対し、芝の管理委託費は樹木緑地と合わせて年間34,100千円（税込）と高額となっている。試合形式以外のグラウンド開放等の利用促進策を進めるとともに、5面ある芝のグラウンドを利用状況に応じ、維持コストがかかる芝の撤去やグラウンド数の削減等の見直しを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>三重県営鈴鹿スポーツガーデンのサッカー場については、試合形式以外の開放や他のスポーツ等に利用の拡大を図るため、天然芝を人工芝化するなどその方策を検討しています。</p>	
<p>(4) 財産管理の適正性</p>		
<p>発見事項：物品登録・削除の不備 該当施設：斎宮歴史博物館、三重県立美術館、三重県生涯学習センター、三重県立鈴鹿青少年センター、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営ライフル射撃場</p>		

<p>「備品の購入等の受け入れがあった場合には、その都度物品管理台帳又は物品出納簿に登記しなければならない。」(三重県会計規則 138 条) 物品の適正な管理を実施するため、財産登録の必要がある。一方で、廃棄対象となる物品の台帳からの削除手続をタイムリーに行う必要がある。</p> <p>しかしこれらの手続が適切になされていないため、現物と台帳の不一致が生じている。</p> <p>県の物品管理台帳のデータの信頼性を向上し、適切な物品の管理が実施できるよう、登録手続、及び廃棄手続を確実に実施すべきである。【指摘】</p>	<p>現在、各施設においては現有物品の調査を実施しており、順次その結果に基づき物品管理台帳の整備を行っています。</p>	
<p>発見事項：持ち込みの物品 該当施設：三重県立熊野少年自然の家、三重県営ライフル射撃場</p>		
<p>三重県立熊野少年自然の家及び三重県営ライフル射撃場では、私物のパソコンや小型天体望遠鏡が、県の施設内の相当面積を占めて設置されていた。県の行政財産は「行政財産の目的外使用に係る取扱いに関する条例」で無償使用は認められていない。適切な使用許可手続を実施すべきである。</p> <p>ライフル射撃協会では、国体事務局の無償貸与物品、県の無償貸与物品及びライフル射撃協会の物品が所有者を明記することなく混在した環境になっている。県有物品以外の物品も管理ラベルを添付して管理するなど県有物品と同等に管理をすることが望まれる。【指摘】</p>	<p>私物のパソコンについては所有者に返還しました。また、小型天体望遠鏡については寄付採納を受けました。以後、行政財産の目的外使用に関する条例に基づき適正に管理しています。</p> <p>また、その他の県有物品以外の物品についても現況調査を実施しており、順次その結果に基づき管理台帳の整備を行っています。</p>	
<p>発見事項：物品管理不備 該当施設：三重県立鈴鹿青少年センター</p>		
<p>オリエンテーション室や倉庫に現在使用されていないAV機器、パソコンが散見された。また備品シールもなく、所有者が不明であるものもあった。ほとんど使用されていない物品については、利用可能なものは県財産の有効利用から他の施設等への振替等を実施するべきであり、利用不能なものについては適宜処分することが望まれる。</p> <p>所有者のわからないパソコンが存在することは管理が不十分といえる。即座に調査をし、県財産であれば、物品登録とともに物品シールの添付が必要である。【指摘】</p>	<p>平成 16 年度より現有物品の調査を実施しており、県有備品、県有外備品等の台帳整理を進めています。また、廃棄などの必要なものについても処理を進めているところです。</p>	
<p>発見事項：収蔵品のデータベース化 該当施設：三重県立博物館</p>		
<p>貴重な県民の財産である収蔵品の管理について、有効かつ効率的に実施するためにも、データベース化が有効である。</p> <p>しかし、該当施設においては、収蔵品の管理はパソコンにてデータベ</p>	<p>平成 16 年度において、収蔵品をカテゴリー別に分け、資料の状況(収集、整理、保存、研究)評価、価値(三重県における重要性、一般的価値)評価を博物館にて行い、同評価に対して外部学者による第三者評価を実</p>	

<p>ース化が途上の段階であったり、手書きカードのみの管理となっている等、実質的に担当者レベルでの管理となっている。業務の効率化、収蔵品の有効活用という観点からデータの整備は必須事項と思われる。【意見】</p>	<p>施しました。それをもとに、今後統一的なデータベース化をすすめます。</p>	
<p>発見事項：保管環境 該当施設：三重県立博物館</p>		
<p>収蔵庫について温湿度の管理設備が不十分であり、加えて保管スペースが不足している。そのため博物館内では対応できず、一部収蔵品の保管業務を外部委託している。今後の収蔵品受け入れの際は保管スペースという制約条件を十分に考慮すべきである。【意見】</p>	<p>県立博物館としては、貴重な資産の散逸等を防止する必要もあり、保管スペースについては苦慮しているところであるが、博物館の整備方針を受け検討をすすめます。</p>	
<p>発見事項：施設の老朽化 該当施設：三重県立博物館、三重県立鈴鹿青少年センター、三重県営総合競技場</p>		
<p>公の施設は県民の誰もが利用できるよう、常に利用可能な状況に保持する必要がある。しかし該当施設においては、県内の公の施設のうち開設年月が古く、施設自体が老朽化し十分なメンテナンスがなされておらず利用に支障をきたしている。 必要以上に贅沢な設備は不要であるが、利用者及び職員にとって最低限の環境は確保されるべきであり、衛生設備に関しては特に早急な修繕が望まれる。また、老朽化に伴い、その耐震性が危惧されるところである。耐震性を検査し、問題のある施設については、補強工事が必要である。【意見】</p>	<p>現施設の補修必要箇所については、限られた予算の中、単年度での対応は困難なことから、年次計画を策定し、緊急度の高いものから順次修理を行っています。 博物館については、耐震工事も含めて、施設の補修等について、博物館の整備方針を受け、今後検討を行います。 鈴鹿青少年センターについては、平成16年度にバリアフリー改修工事、中央監視装置更新工事、受水槽取替工事を実施しました。 県営総合競技場については、平成15年度に放送設備の改修、平成16年度には、体育館の雨漏りの修繕を行いました。</p>	
<p>発見事項：付保状況 該当施設：三重県立図書館、三重県生涯学習センター</p>		
<p>図書館と生涯学習センターが併設されている建物は、稀少な図書の内容の見地からも、火災保険・損害保険をかけても保全するに値する施設の一つと考えられる。 今後、施設の保全において、火災保険等のコストをかけても保全していくべき施設のガイドラインの設定を検討していただきたい。【意見】</p>	<p>今後、県全体としてのガイドライン設定の可否について、関係部局と協議していきます。</p>	
<p>発見事項：貸出物品の整理不備 該当施設：三重県生涯学習センター</p>		
<p>当該施設において、紛失・毀損の場合の責任が明確になっていなかった。また、教育委員会関係者を対象に貸し出した物品が返却予定日を経過しても未返却であった。</p>	<p>三重県文化振興事業団に対し、適正な物品の管理を行うよう申し入れています。</p>	

<p>三重県文化振興事業団は、紛失・毀損の場合の責任の所在を明確にするとともに一定期間を経過した貸出物品の返却状況を確認するよう物品の管理方法を改めるべきである。【指摘】</p>		
<p>発見事項：施設のバリアフリー化の未整備 該当施設：三重県立鈴鹿青少年センター</p> <p>公の施設は県民の誰もが利用できるように、少なくとも必要最低限の対策をとる必要がある。よって障害者においても、利用しやすいようバリアフリー化が望まれるが、バリアフリー化が不十分であり障害者が不便を強いられる施設があった。早期の改善が求められる。【意見】</p>	<p>平成 16 年度には、誰もが利用できる施設とするために、エレベーターの設置をはじめ、施設全般にわたりバリアフリー改修工事を行いました。</p>	
<p>発見事項：利用頻度の低い物品の有効利用 該当施設：三重県立鈴鹿青少年センター、三重県営鈴鹿スポーツガーデン</p> <p>購入以来長期に渡って未使用の物品、現在は使用されていない物品、使用頻度が少ない物品があった。 これら物品は有効に利用されるために購入されるものであり、安易な物品の購入がないよう、購入時にその利用可能性を十分に検討するべきである。また今後利用されないもの、利用頻度の低いものについては、他の施設に移管するなど、県有財産の有効利用が望まれる。【意見】</p>	<p>各施設において、物品に関する調査を実施するとともに、他施設への保管転換等を含めた有効利用策の検討を行っています。 今後も引き続き、物品購入時に使用頻度等を検討し、購入あるいはレンタルなどの方法を検討していきます。</p>	
<p>2 提言</p> <p>1. 受益者負担の見直し 公の施設で提供されるサービスは、利用者が選択して享受するものであることから、自治体はその運営にあたって利用者から適正な費用負担を求めることが必要である。 「第 4 コスト計算結果および分析」において、利用者の負担割合が 1 割に満たない三重県立博物館、斎宮歴史博物館、三重県立美術館、三重県立熊野少年自然の家、三重県生涯学習センター、三重県営総合競技場及び三重県鈴鹿スポーツガーデンについては、三重県においても、適正な受益者負担を求めていかなければいけない。特に、三重県立博物館の入館料は、長年に亘って入館料に関する条例が改正されておらず、他県博物館の入館料や三重県立博物館の実施したアンケート結果を勘案しても、入館料の値上げについて県民のコンセンサスは得やすいと思われる。</p> <p>2. 施設の運用方法の見直し 施設の運営方法は、そこで行う事業内容によって県の関与程度が異なるが、各施設の特성에応じて最小の費用で最大の効果が得られる運営方法を追求しなければならない。 例えば、三重県営鈴鹿スポーツガーデンについては、現在財団法人三重県体育協会に管理を委託しているが、年間の純行政コストが 8 億円余り掛</p>	<p>各施設の入館料等については、利用者の適正な費用負担を勘案しながら、県民にとって公平性が確保できるよう検討します。 また、一層の利用者拡大策について検討します。</p> <p>今後、各施設については従来の運営方法にこだわることなく、指定管理者制度の活用を含め、適切な運営方法を検討しています。 ライフル射撃競技の普及および施設利用の拡大に向け、一般市民やジュニア層を対象とした大会の開催など様々な取り組みを行っていきます。 ライフル射撃は国民体育大会の種目であり、スポーツ振興の観点から施設を存続する必要があると考えています。</p>	

<p>かっている。一層のコスト削減を進めるとともに平成15年9月の地方自治法の改正で認められた民間企業への委託を検討する余地がある。</p> <p>また、三重県営ライフル射撃場については、実質的に三重県ライフル射撃協会が利用しているだけであり、また競技人口の増加にもつながっていない。公共性が低い施設であり、運営の廃止、当該団体への適正価格での払い下げを含めた検討が必要である。</p>	<p>また、三重県ライフル射撃協会は、会費により運営されている団体であり、購入資金が無いため、売却は極めて困難であると考えています。</p>
<p>3. 公有財産及び物品の管理について</p> <p>公の施設については、常に安全かつ利用者が利用しやすい状態で管理されていなければならない。</p> <p>三重県立博物館をはじめとする老朽化した施設については、早急に地震に備えた安全対策も含めた修繕、改修の必要がある。</p> <p>物品については、施設によって管理レベルにばらつきがあった。三重県総合教育センターでは、ISO9001を取得し財産管理に必要な規則の整備と遵守に努め、提供するサービスの向上に努めていた。この点は他の施設も見習いたい。また、物品の稼動状況を集中管理し、稼動率を向上できるよう、物品管理データの有効活用を進めるとともにインフラの整備が求められる。</p>	<p>老朽化した施設の補修必要箇所については、限られた予算の中、単年度での対応は困難なことから、年次計画を策定し、緊急度の高いものから順次修理を行っています。</p> <p>また、各施設においては、現在、現有物品の調査を実施しており、順次その結果に基づき備品管理台帳の整備を行っています。管理委託先に対しては貸与物品の適正な管理を申し入れました。なお、教育委員会の所管施設には特殊性のある物品が多いことも踏まえ、各施設において稼働率の向上を図ることとしています。</p>

公 告

三重県労働委員会委員のうち、労働者委員に1名の欠員が生じたので、補充委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めます。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 推薦資格

三重県内のみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

平成17年5月10日（火）から同月23日（月）まで

4 推薦手続

候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県生活部勤労福祉室へ提出してください。

(1) 別記様式の推薦書

(2) 被推薦者の履歴書

(3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、若干の日数を要しますので、留意してください。

5 その他

詳細については、三重県生活部勤労福祉室（津市広明町13番地 電話059-224-2454）にお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事様

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名 印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、三重県労働委員会の労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	労働組合名	地位	備考

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、茅広江土地改良区(松阪市茅原町2385番地)の定款の変更を認可しました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県北勢県民局桑名建設部に備え置いて縦覧に供します。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成17年4月20日	大橋 博哉	いなべ市藤原町本郷980	いなべ市大安町石樽東字野畑2113 - 1ほか1筆	A	6.0	60.0

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県南勢志摩県民局志摩建設部に備え置いて縦覧に供します。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成17年4月20日	華洋開発株式会社 代表取締役 福岡 治	志摩市阿児町鷺方3483	志摩市阿児町鷺方字西ノ河内1136 - 4	A	6.0	41.0

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成17年4月7日	度会郡小俣町宮前331 - 1ほか1筆	度会郡小俣町宮前330 大西 靖博
平成17年4月7日	桑名市大字志知字若ノ田435 - 1	桑名市赤尾台1 - 69フレンドリータウンA - 105 林 浩之
平成17年4月7日	桑名市長島町松ヶ島字北島148	桑名郡長島町大字松ヶ島283 伊藤 三郎
平成17年4月7日	松阪市八太町字宮ノ越488 - 6ほか3筆	松阪市八太町489 堀内 将美
平成17年4月8日	松阪市立野町字石原300 - 1ほか1筆	松阪市立野町245 小林 岩雄

平成17年 4月11日	亀山市白木町字西大谷1672ほか1147筆 (4-4-1工区)	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5-33 住友商事株式会社 大阪不動産部長 林 口 一 夫
平成17年 4月13日	名張市夏見字鴻之巣2907ほか5筆	伊賀市緑ヶ丘本町1640-1 株式会社タカミ 代表取締役 高 見 景 三
平成17年 4月13日	亀山市上野町311-2	鈴鹿市鈴鹿ハイツ16-1 信義開発有限会社 代表取締役 水 田 信 吉
平成17年 4月15日	桑名市筒尾7丁目11-12	東京都千代田区内幸町2丁目2-2 株式会社ユニディオコーポレーション 代表取締役 河 内 英 聡
平成17年 4月15日	亀山市田村町字西山1888-6	鈴鹿市若松中1丁目3-30 結 城 賢

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
キャリア・アップセミナー講師派遣事業
- (2) 委託業務の仕様等
入札説明書（仕様書）によります。
- (3) 委託業務期間
契約締結の日から平成18年3月31日までとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができる者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成17年5月19日（木）午前10時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す報告書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県内の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会高校教育室

担当 浜田、水谷

電話 059-224-3320

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(3)の入札説明会で配布します。

(3) 入札説明会

日時 平成17年5月19日(木) 午前10時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県庁 1階 第107会議室

(4) 入札書提出(開札)の日時及び場所

日時 平成17年5月23日(月) 午前10時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県庁 講堂棟3階 133会議室

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が入札するものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札することもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

入札の執行回数は2回を限度とし、2回の入札においても落札者がいないときは、最低の価格で入札を行った者と先の予定価格の制限の範囲内において、随意契約を行うものとします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

お知らせ

次のとおり三重県情報セキュリティマネジメント及びIT投資管理体制構築委託業務にかかる委託契約を締結するに当たり、企画提案書の募集を行います。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象事業

(1) 名称

三重県情報セキュリティマネジメント及びIT投資管理体制構築委託業務

(2) 委託事業の内容

ア 情報セキュリティマネジメント体制構築支援

(ア) 三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）の見直し支援

(イ) 情報システム管理者等に対する実施手順書作成及び運用支援

(ウ) 情報セキュリティ研修計画等の作成支援

(エ) 情報セキュリティ監査体制の構築支援

(オ) ISMS管理ツール開発委託仕様書（案）の作成

イ IT投資管理体制構築支援

三重県におけるIT投資管理体制構築の支援

(3) 委託期間

契約締結の日から平成19年3月23日までとします。

(4) 事業の実施場所

三重県地域振興部情報企画室 他

2 参加要件及び資格

企画提案コンペに参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税に未納のない者であること。

(5) 過去2年間において、国、都道府県又は政令指定都市、若しくはこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）発注の業務について、同種、同規模以上又はそれに準じると選定委員会が判断する委託業務を元請けとして履行した実績がある者であること。

3 企画提案コンペ参加者に求められる義務

企画提案コンペ参加を希望する者は、「三重県情報セキュリティマネジメント及びIT投資管理体制構築委託業務企画提案コンペ参加資格確認申請書」に、次の(1)及び(2)に定める事項を記載した書面（A4版、様式自由）を添付し、平成17年5月18日（水）午後3時までに、8に示す場所に提出しなければなりません。

提出された証明書を審査の結果、当該物件を納入することができると認められた者に限り企画提案コンペの参加者とします。

(1) 競争入札参加資格審査（登録）通知書（物件買入れ等）の写し

(2) 納税証明（確認）書の写し

ア 県内に本支店、営業所又は事務所がある場合

県内の県税事務所が過去6月以内に発行した納税確認書

所管税務署が過去6月以内に発行した納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

イ 県内に本支店、営業所又は事務所がない場合

所管税務署が過去6月以内に発行した納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

4 企画提案コンペ実施要領等の配布方法

8の場所で、平成17年5月10日（火）から同月18日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

5 説明会の開催

以下のとおり企画提案コンペにかかる説明会を開催します。

(1) 日時

平成17年5月13日（金）午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 場所

三重県津市広明町13番地

三重県庁 講堂棟3階 第132会議室

6 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案書の提出

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり企画提案書を提出してください。詳細は、企画提案コンペ実施要領で指定します。

ア 様式及び内容

企画提案コンペ実施要領で指定のものとしします。

イ 提出期限

平成17年5月25日(水)午後5時

ウ 提出場所

8に示す場所としします。

エ 提出部数

10部(正1部及び副9部)及び原稿として電子データ

(2) 企画書の審査及び受託者の決定

企画書の審査は、選定委員7名によって、提案への取り組み姿勢、情報収集力、実施体制、過去の実績、見積金額等の観点から、審査を行い、最優秀提案者を決定します。

プレゼンテーションについては、提案書類を審査したうえで、後日連絡します。

なお、応募者多数の場合、書類による一次審査を行う場合があります。

(3) 委託契約の締結

最優秀提案者と判断された者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

7 その他

(1) 提案及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プレゼンテーションの中止

天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーションを行うことができないときは、プレゼンテーションを中止します。

(4) 詳細は、企画提案コンペ実施要領によりします。

8 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域振興部情報企画室 担当 森、中川

電話 059-224-2797

ファクシミリ 059-224-2207

E-mail johos@pref.mie.jp

次のとおり、平成17年度市町村ISO14001推進研究事業に係る委託契約を締結するに当たり、企画提案書の募集を行います。

平成17年5月10日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象業務

(1) 名称 平成17年度市町村ISO14001推進研究事業

(2) 業務の内容 「市町村ISO14001推進研究報告書」の作成

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税において未納がない者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

提案内容及び経費

4 説明会

企画提案を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、説明書を交付します。

(1) 日時

平成17年5月17日(火)午後1時から午後2時まで

(2) 場所

三重県津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館 2階 第2会議室

5 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案書の参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。

ア 様式及び内容 説明会で指定します。

イ 提出期限 平成17年5月24日(火)午後5時

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地 三重県環境森林部環境経営室

(2) 企画提案書の提出

次のとおり提出することとします。

ア 様式及び内容 説明会で指定します。

イ 提出期限 平成17年6月7日(火)午後5時

ウ 提出場所 (1)のウに同じです。

(3) 企画提案書の聴取り及び最優秀提案者の決定

企画提案書の提出後、聴取りを行い、速やかに最優秀提案者を決定し、その結果を提案者に文書にて通知します。

(4) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 提出された企画提案書は返還しません。

(4) 提案に要する費用については、各提案者の負担とします。

(5) 本件調達に関する事項の質疑については、書面で行うものとします。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境森林部環境経営室 担当 村林

電話 059-224-2312

ファクシミリ 059-224-3024

E-mail : kkeieis@pref.mie.jp

正 誤

平成17年4月19日付け三重県公報第1669号に登載しました、開発行為に関する工事の完了の公告中

ページ 行 誤 正

9 下から8行目 株式会社名四コンサルタント 株式会社名泗コンサルタント



毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1箇月 3,000円
1箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成17年5月10日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862